

令和4年度（2022年度）第1回熊本県行政文書等管理委員会議事録

- 1 日 時 令和4年7月12日(火)10時00分～11時00分
- 2 会 場 県庁本館 審議会室
※オンライン実施のため、委員5名はリモート参加。会場は事務局のみ。
- 3 出席者 委員5名（澤田委員、金子委員、花立委員、原村委員、福嶋委員）
事務局5名（緒方総務部総務私学局長、坂本県政情報文書課長、楠本審議員、松岡課長補佐、廣田参事）
- 4 傍 聴 県警本部広報県民課

4 議 事 以下のとおり

発言者	内 容
事務局	開会宣言 緒方局長挨拶
<p>議題（1）知事部局・各種委員会等の行政文書廃棄に関する意見聴取について （有識者によるリスト確認完了分）</p>	
澤田会長	<p>それでは皆さんよろしくお願ひいたします。本日議題は2点ございます。まず議題の一つ目、知事部局各種委員会等の行政文書廃棄に関する意見聴取の有識者のリスト確認完了分について、事務局から説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p><u>資料1-1</u> により説明。</p>
澤田会長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がございました。パブリックコメントの意見は特にないということで、有識者の意見として廃棄相当であるか否かについてまとめてあるところですが、かなり膨大な量だったかと思ひます。こちら、歴史的公文書になる可能性があるもの、また判断がつかないもの等につきまして、委員の皆様からご意見がありましたらお願ひいたします。発言の際はミュートを外してご発言いただき、番号を指摘される場合は、一覧表の一番左の番号を仰ってください。よろしくお願ひいたします。</p>

金子委員	<p>これは、議会棟地下倉庫分のシステム登録外ですね。1054番の危機管理編No.1についてお尋ねします。1055番は現物確認、1054番は廃棄となっていますが、これは有識者が内容を見られての判断ということでしょうか。</p>
事務局	<p>まだリスト確認の段階ですので、中身までは見られていません。</p>
金子委員	<p>では、1054番も現物確認をお願いします。</p> <p>次に1171番。これは、すでに現物確認となっていますね。あり方検討委員会というのは公文書管理についての熊本県のあり方検討委員会のことで、その指針や方向性がとても重要ですので、保存していただいた方がいいと思います。</p> <p>次に1990番。熊本開催記録写真ですが、データがあるかどうかの確認をお願いします。もしデータがなければ、写真というのはとても大事ですので、保存をお願いします。</p> <p>次に2476番。旅行業ですね。コロナ以前、観光県として指針が出たと思いますが、業者数の変化等が分かるのではと思いますので、廃棄ではなく取っておいていただくと、10年間の変化が分かるかと思います。</p> <p>次3134番。県営かんがい排水事業教良木地区です。これは、例えばダムに水漏れがあったり、何か不具合が起こったときの参考になるのではと思いました。かんがい工事の概要ぐらいはあった方がいいかなという気がします。特に、ダムとか貯水池は大事だと考えています。今、公共事業で造られた色々な施設が随分老朽化している時期なので、少し心配しました。</p> <p>次は3638番。これは、現物確認になっていませんね。森林資源構成表(全県)、これは見ていただいた方がよいと思います。そして、原課にフィードバックして、本当に必要かどうかを確認してもらっていいですか。</p> <p>次は4099番。全国植樹祭式典、これは委託ですよ。もう終わったものでも、どういう業者に委託をして、どういう式典をしてくれたのかというのを見たいなと思いました。有識者に見ていただいた方がいいと思います。</p> <p>あと2つあります。4636番。開発調査事業測量委託計算書・測量図がありますね。測量図のようなものは、取っておいた方がいいと思います。地形が津波や陥没など</p>

	<p>色々なことで変わってしまったら、比べようがないですね。</p> <p>次が最後です。5413番。これも契約書ですね、今、五木ダムの方は、いろいろ動いていますので、廃棄ではなく取っておいてもらいたいと思います。</p> <p>議会棟地下倉庫の廃棄行政文書ファイルシステム登録外では、以上です。</p>
澤田会長	<p>はい。ありがとうございます。他に何かございますか。</p> <p>各種委員会の方は何かございますか。</p>
金子委員	<p>各種委員会は、53番から66番ですね。これ、ほぼ30年保存ですね。天草で言えば、30年保存はもう少し持っておくと思います。昭和40年から30年ということは、保存満了日が昭和71年になりますか。例えば、54番の第27回公開口頭審理速記録写しは、作成年度は昭和40年で30年保存なので、保存満了日が昭和71年度ということですね。</p>
事務局	<p>昭和71年は、平成8年になります。保存期間が平成8年度までになります。</p>
金子委員	<p>今は、平成で言うと34年。原村先生、口頭審理や、不利益処分審査請求、53番の懲戒処分を不服とするなどは、50年ぐらい保存した方がいいものでしょうか。いかがでしょうか。</p>
原村委員	<p>53番の不利益処分の審査説明に対する審査請求という点に関しての、公開口頭審理の速記録がこの後ずっと続いていると思っていたのですが、不利益処分に対することなので、その証拠、公開口頭審理の附則記録が証拠になる部分なので、証拠に関して言うと元々の保存期間が30年であり、その後更に30年近く経っていますので、大丈夫かと。不利益審査請求の結果として出された、裁決などは取っておくかという問題は別として、その証拠であるこの口頭審理の速記録は、そんなに長い期間保存してなくてもいいと思いますので、この部分は廃棄でよいかと私は考えてました。</p>
金子委員	<p>ありがとうございます。もう随分長いこと経っていますからね。少し気になったのでお尋ねしたところですが、廃棄で結構です。もう使うことはないということだと認識します。</p> <p>次に、81番からです。一〇・二一審理(Ⅳ)書証というのは、これは何ですか。</p>

事務局	これは、裁判の証拠で出した書類のことだと思われませんが、その裁判の内容を把握しておりませんので、確認します。よろしいでしょうか。
金子委員	これも、もう保存期間満了から随分経っていますので、いいです。表題がわかりにくかったもので、お尋ねしてみました。廃棄で結構です。
澤田会長	はい。ありがとうございます。他にございますか。私の方からよろしいでしょうか。各種委員会の方ですが、私もこれを見ていて、裁判や不服の申し立てなどが非常に多くて、そういうのが当時の世相を反映してかなり多かったのだらうと、興味深く見ていたのですが、おそらく教育委員会でもそれを捨てきれずに、議会棟地下の書庫に置いていたということだと思います。もう、半世紀以上経っていますので、処分してよいと思っております。知事部局の方をよろしいですか。これも、非常に古いものが多いので、そちらも興味深く見ました。1点だけ4566番です。古いもので、こんなものがあるのかと見ていまして、ほとんど廃棄してよいと思いましたが、4566番だけは現物確認していただければと思います。水産振興課の昭和37年で、随分古いものですが、10年保存でとくに捨てているはずの物が残っているんですが、水俣病操業危険海域の補助金っていうのがあって、このファイルしかないんですね。同じ名前のファイルが他にありませんので、当時水俣病の問題は現在進行形の話で、その操業危険海域の補助金とは、どういう内容だろうかと気になりました。そこだけ、確認をしていただければと思います。
事務局	分かりました。
澤田会長	他にございますでしょうか。 それでは、有識者から廃棄相当ということで確認をいただいた部分について、委員の皆さんのご意見をいただきまして、本日要現物確認という意見があった文書ファイルにつきましては、現物を確認していただく、ということにさせていただきます。一覧にあるファイルのうち、有識者の意見で要現物確認とされたもの、或いは、ただいまご意見いただいたもの以外の廃棄相当のものについては、委員会の意見として、歴史的公文書に該当しないということで、廃棄するということとさせていただきますと思いますが、それでよろしいでしょうか。

一同	はい。
澤田会長	ありがとうございます。では、委員の皆さんからご意見いただいたものにつきましては併せて、有識者の方に現物を確認していただく、ということとさせていただきたいと思います。事務局は、誤廃棄が生じないように十分注意をお願いいたします。
<p>議題（２）知事部局・各種委員会等の行政文書廃棄に関する意見聴取について （有識者による現物確認完了分）</p>	
澤田会長	続いて、有識者による現物確認完了分について、説明をお願いします。
事務局	資料2-1により説明。
事務局	ありがとうございます。今度は、実際に現物確認を完了したものの、有識者に見ていただいた結果ということでございます。それでは、こちらにつきまして、何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。
金子委員	<p>2-1の176番をお願いします。遺族調査。これがどういう内容で廃棄になったのか分かりませんが、ソ連邦抑留者死亡者と遺族調査は、残した方がいいと思います。ないことの証明が一番難しいので。私、それで苦労したことがあります。以前、遺族調査をしましたが、ご遺族から、自分の叔父や父親が抑留されていた記録はないかと申し出があった際に、そういう記録はありませんと、ないことの記録になるので、捨てるのはもったいないと思います。176、177、178の3つは、保留していただいていいですか。</p> <p>次は、608番、609番。熊本県林業統計要覧。要覧というのは、何か調べるときの最後の手掛かりになりますので、これは残してください。</p> <p>次は、734番。むらづくり課ですね。世界農業遺産の経緯は保留してありますね。はい、大丈夫です。残しておいてもらいたいですよね。世界農業遺産の登録に向けての経緯ですね、検証する際の証拠になりますので、これはちゃんと保留してあるので大丈夫です。2-1については、以上です。</p> <p>次に、2-2をお願いします。2-2の164番。河川課です。これは、保存期間が1年で</p>

	<p>すが、熊本地震に関する土木部の対応が記述されていて、もちろん保留してありますが、なぜこれを1年保存にしたのか、原課の考え方を疑問に思いました。熊本地震はちゃんと取っておくと決まっていますから、見落としてはいけないと特に思いました。熊本地震から何年も経って、そろそろ復興復旧の方に目が行きますけれど、初動といつか、初期対応で、どれだけ各課も頑張ったかというのは、やはり残しておいたほうがいいと思います。</p> <p>次に、2-3の各種委員会の50番。これは、福嶋先生どうでしょうか。文化財指定の通知報告は廃棄していいものでしょうか。</p>
福嶋委員	<p>なぜ文化財に指定されたかということは、とても大切なものなので、保留していただきたいですね。ぜひ、お願いします。</p>
金子委員	<p>次に181番。これは保留になっていますね。教育長校長会会議が歴文となりうるというのは、阿蘇教育事務所ばかりではなく、どの教育事務所にもあると思います。現物を見て下さった有識者グループの皆さんが歴史的公文書となりうる、と評価されたわけですから、他の事務所の分についても、チェックを入れて残すように、通達なりを出していただけるといいと思います。</p> <p>次に、296番。美術館の美術品収集関係、寄贈、寄託ですね。これは取っておかないと。</p>
福嶋委員	<p>そうです。絶対です。特に寄贈、寄託分は、きちんと取っておいていただかないといけないと思います。</p>
金子委員	<p>後でトラブルの元になる可能性があります。代替わりをして、祖父が寄託したはず、なぜ、寄託なのに返してくれないのか、とかですね。</p>
福嶋委員	<p>いろいろ問題になります。</p>
金子委員	<p>これは廃棄しないでください。2-3は以上です。</p> <p>2-4の各種委員会、システム外分の118番。学校日誌は全部、保留にしてくださっているのありがたいです。特に閉校になる可能性があったり、統合されたりする学校が多いので。</p> <p>もう一つ、251番。学校経営案が出てきましたね。初めて出ましたね、学校経営案。</p>

	これもとても大事で、学校日誌と学校経営案があれば、その学校の実態が割と分かるので、この学校経営案は残しておいてください。
事務局	この学校経営案につきましては、今回現物確認の結果、廃棄となっておりますが、現物を有識者に見ていただいたところ、経営案を作るための起案等の文書ではなく、でき上がった冊子一冊を、誤って行政文書としてここに登録されていたものでした。本来の取っておくべき、経営案作成のための起案である行政文書については別途保存されていて、今回ここに上がっているものは、印刷物1冊でしたので、今回廃棄という判断になっています。
金子委員	その冊子が上がってきたら、県政情報文書課は廃棄とするのですか。
事務局	冊子に関しては学校の方で別途保存されており、複数あるものということで、廃棄という判断をされています。
金子委員	学校も、何十年と経って何冊もあつたら廃棄することがあるので、学校経営案に関しては、用心して現物確認をお願いしたいと思いました。今のお話を聞いて、起案の段階の文書だから保存、ではなくて、それはさほど重要なことではなくて、学校経営案冊子そのものが、学校日誌と同様に大事なもので、冊子が上がってきたら、必ず保存をお願いします。
事務局	はい。分かりました。
金子委員	学校のことが分かるものは、その二つぐらいしかないのでは。天草では閉校廃校になったところが多くて、写真と学校経営案と学校日誌、これだけは必ず取っておくよという方針で天草では判断しています。そうでないと、今の小学生たちが、コロナの時代の学校日誌はどう書いてあったらどうか、とか、どれくらい出席があったらどうかとか、還暦の同窓会のときに使うと思います。校長室に行ってもないことが多い、という話を天草では散々聞きましたので、取っておいてください。
澤田会長	今の学校経営案については、冊子をきちんと保存しておくということが重要だと思いますので、その辺りを県政情報文書課の方から学校に対して、そういう方針をお伝えいただければと思います。先ほどの説明だと、間違って学校経営案を1冊の

	<p>ファイルとして登録してしまったという話だと思いますが、その冊子自体も、きちんと保存してあるということが重要だと思いますので、その辺りはまた別途、事務局の方から、改めて委員会の委員の意見ということでお知らせをいただければと思います。</p> <p>他にございますか。それでは、特に他にご意見もないようですので、ただいまのご意見につきまして、有識者意見が廃棄とかですね、或いは条件つき廃棄であるもので、ここで保留という話があった文書については、保留とした理由については、今入力をしていただいておりますので(共有画面表示の一覧に各委員の意見を入力)、その理由を委員会の意見として返していくということで、お願いいたします。ただいま意見をいただいたファイルにつきましては、それをもって保留という判断とさせていただきます。それ以外の行政文書ファイルのうち、有識者意見が廃棄となっており、委員会の意見も特になかったファイルについては、歴史的公文書に該当しないということで、県が廃棄するということが異論はないということによろしいでしょうか。</p>
一同	はい。
澤田会長	<p>ありがとうございます。また、条件付き廃棄の分につきましては、県の方で成果物等が別途保存してあるか等の確認をしていただきまして、確認できましたら廃棄するということとさせていただきます。よろしく願いいたします。事務局は、誤廃棄が生じないように十分注意して行っていただくようお願いいたします。</p> <p>議事につきましては以上でございますが、その他委員の先生方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
<p>その他 次回委員会の開催予定時期について</p>	
澤田会長	<p>それでは、3番目のその他ということで、次回委員会の開催予定につきまして、事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>次回の委員会は、9月の開催を予定しております。主な議題は、県警本部の令和3年5月31日までに、保存期限が満了した行政文書ファイルの廃棄に関する意見聴取です。また、今回は、委員の皆様にご出席いただきましての開催を予定しております。よろしくお願いいたします。</p>
澤田会長	<p>はい、ありがとうございます。今回は9月予定ということで、また日程調整をさせていただきます。久々に、県庁に集まっていまして、対面ということで</p>

	<p>考えておりますので、ウィズコロナを考えていく時代になったということで、よろしくお願いたします。それでは、以上で本日の議題はすべて終了ということで、事務局に進行をお返しいたします。委員の皆様、円滑な議事進行にご協力いただき、どうもありがとうございました。</p>
事務局	<p>これで、本日の会議をすべて終了させていただきます。ありがとうございました。</p>